

許認可等の種類	行政財産の使用許可の取消し
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	地方自治法 第 238 条の 4 第 9 項
処分基準	<p>【根拠条文】</p> <p>第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>(行政財産の管理及び処分)</p> <p>第二百三十八条の四</p> <p>行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>第二百三十八条の四第七項</p> <p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>
備考	
設定年月日	平成 27 年 2 月 2 日設定 (平成 年 月 日最終変更)